



発行 東京都

目次

31

規則

- 東京都契約事務規則の一部を改正する規則……………（財務局経理部総務課）…
- 東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都予算事務規則の一部を改正する規則……………（財務局主計部財政課）…
- 東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都公有財産規則の一部を改正する規則……………（財務局財産運用部総合調整課）…
- 東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局税制部税制課）…
- 東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則……………（主税局課税部計画課）…
- 東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局文化振興部企画調整課）…
- 東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…
- 東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…

規則

東京都契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百一十一号

東京都契約事務規則の一部を改正する規則

東京都契約事務規則（昭和三十九年東京都規則第二百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十二号

東京都契約事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

東京都契約事務の委任等に関する規則（昭和三十九年東京都規則第三百十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都予算事務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十三号

東京都予算事務規則の一部を改正する規則

東京都予算事務規則（昭和四十年東京都規則第八十三号）の一部を次のように改正す

る。  
 第三条第一項第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同項第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

別記第三十一号様式から第三十二号様式までの規定中「**印**」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十四号

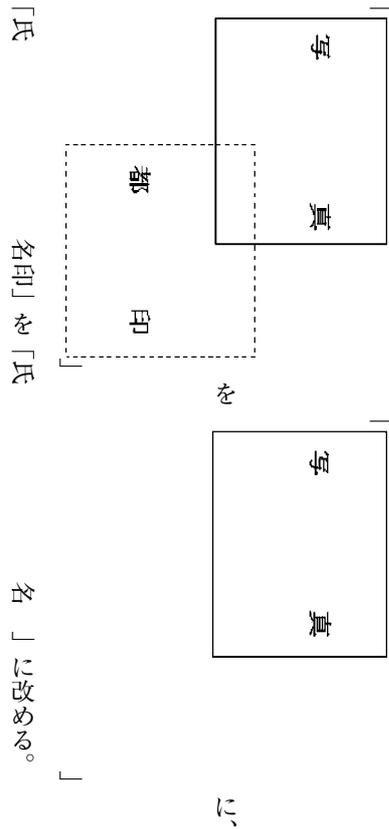
東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則の一部を改正する規則

東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則（昭和三十年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式その一 はがき（裏）及び第一号様式その二中「**印**」を削る。

別記第一号様式その三表中「**印**」を「**印**」に改め、同様式裏中「**印**」を削る。

別記第二号様式表中



別記第三号様式中「**印**」を「**印**」に改め、

別記第四号様式中「**印**」を削る。

別記第七号様式及び第八号様式中「**印**」を削る。

別記第九号様式及び第十号様式中「**印**」を削る。

別記第十一号様式から第十四号様式までの規定中「**印**」を削る。

別記第十五号様式中「**印**」を削り、「**印**」を「**印**」に改める。

別記第十六号様式中「**印**」を削る。

別記第十七号様式及び第十八号様式中「**印**」を削る。

別記第十九号様式中「**印**」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都分担金等の督促及び滞納処分に係る事務手続等に関する規則別記第一号様式その一から第四号様式まで及び第七号様式から第十九号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十五号

東京都債権管理条例施行規則の一部を改正する規則

東京都債権管理条例施行規則（平成二十年東京都規則第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都公有財産規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十六号

東京都公有財産規則の一部を改正する規則

東京都公有財産規則（昭和三十九年東京都規則第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「、戦略政策情報推進本部」を削り、同条第二号中「、戦略政策情報推進本部長」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十七号

東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都宿泊税条例施行規則（平成十四年東京都規則第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削る。

別記第二号様式及び第三号様式中「㉕」を削る。

別記第四号様式中「東京都 都税事務所長 ㉖」を「東京都 都税事務所長 ㉗」に改める。

別記第五号様式から第七号様式までの規定及び第九号様式中「㉘」を削る。

別記第十号様式中「㉙」を削る。

別記第十号の二様式中「㉚」を削る。

別記第十一号様式中「㉛」を「㉜」に改め、「㉝」及び「㉞」を削る。

別記第十二号様式中「㉟」及び「㊱」を削る。

別記第十二号の二様式中「㊲」を削る。

別記第十三号の二様式1、第十三号の三様式1、第十三号の四様式1、第十三号の五様式及び第十三号の六様式中「㊳」を削る。

別記第十三号の七様式及び第十三号の八様式中「㊴」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宿泊税条例施行規則の様式（この規則により改正されるものに限る。）による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百二十八号

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税証紙代金収納計器条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別記第二号様式及び別記第三号様式中「㊵」を削る。

別記第四号様式中「㊶」及び備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とする。

別記第四号様式の二中「㊷」を削る。

別記第六号様式中「㊸」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 欄等については適宜補正を加えることができる。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都税証紙代金収納計器条例施行規則別記第二号様式から別記第四号様式の二まで及び別記第六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第二百二十九号

東京都江戸東京博物館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都江戸東京博物館条例施行規則(平成五年東京都規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「氏名又は代表者名 印」を「氏名又は代表者名

」に改める。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都江戸東京博物館条例施行規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百十号

東京都写真美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都写真美術館条例施行規則(平成二年東京都規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

- 別記第二号様式中「㊦」を削る。
- 別記第三号様式中「氏名又は代表者名 印」を「氏名又は代表者名
- 」に改める。
- 別記第四号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都写真美術館条例施行規則別記第二号様式から第四号様式までによる用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百十一号

東京都現代美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都現代美術館条例施行規則(平成十四年東京都規則第一百十号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削る。

別記第二号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都現代美術館条例施行規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百二十二号

東京都庭園美術館条例施行規則の一部を改正する規則

東京都庭園美術館条例施行規則(令和二年東京都規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「氏名又は代表者名 印」を「氏名又は代表者名

」に改める。

別記第二号様式中「印」を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都庭園美術館条例施行規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三百二十三号

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則の一部を改正する規則

東京文化会館及び東京芸術劇場条例施行規則(平成十四年東京都規則第一百二十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一東京文化会館の部音楽資料室の項中「午後一時から午後八時まで」を「午前十一時三十分から午後六時三十分まで」に改め、同項ただし書中「ただし」の下に「土曜日」を加え、「午後一時」を「午前十一時三十分」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 三〇円  
 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む。)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

